

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター第2期中期目標

前文

岡山市立市民病院（以下「市民病院」という。）と岡山市立せのお病院（以下「せのお病院」という。）は、平成26年4月1日に地方独立行政法人に移行し、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」）となった。

法人設立から平成29年度までの第1期中期目標期間においては、法人移行前と同様、自治体病院として市民に期待される救急医療や感染症医療など公的な役割を果たすとともに、地方独立行政法人制度の特長である柔軟かつ迅速な意思決定による自律的な運営体制を構築し、持続可能な経営基盤を確立するため、さまざまな経営改善に取り組んできた。

また、市民病院は平成27年5月に北長瀬に移転し、岡山ERと保健・医療・福祉連携機能の2つを特徴とした新市民病院としてスタートを切った。岡山ERについては、その体制が整備され、断らない救急医療の提供の実践ができているところであるが、在宅医療を担う地域の医療機関等との地域医療連携体制の構築、さらには保健・福祉部門との連携機能の発揮については発展途上の段階である。

市立総合医療センターにあっては、これまでに医師・看護師をはじめとした多くの医療スタッフを確保し、教育・人材育成に力を入れているところである。今後は、そのスタッフをいかすことで、市民及び患者に必要とされる医療を確実に実施するとともに、労働生産性を向上させながら医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくことを期待する。

第2期中期目標では、地域医療構想を踏まえ、市民病院とせのお病院それぞれの機能を明確にするとともに、両病院が一体的な運営により、より一層の医療サービスの提供と効率的な病院経営による収益性の確保を図ることで、継続的に地域医療に貢献することを求めるものとする。

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として特に担うべき医療

(1) 市民病院

救急医療など市民に必要とされる医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞など高度で専門性の高い医療を安定的に提供するとともに、糖尿病関連疾患をはじめとした予防医療にも力を入れ、他の医療機関等との役割分担や連携を図ることにより、市民の生命と健康を守ること。

ア 市民病院は、24時間365日すべての症状の患者を受け入れる岡山ERの円滑な実施により、市民が安心できる救急医療を提供するとともに、岡山ERでの救急初期診療後は他の医療機関に引き継ぐコーディネート（転送・転院・紹介）を積極的に行うこと。また、救急医療機関のひとつとして、地域における救急医療の一翼を担うとともに、各医療機関の役割分担と連携を促進し、地域医療ネットワーク全体で救急医療を支える体制づくりに貢献すること。

イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き現在の役割を果たすこと。また、新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割を果たすこと。

ウ 地域災害拠点病院として、災害その他緊急時に迅速かつ適切な医療提供のできる拠点機能を確保するとともに、大規模災害に備え、傷病者の受入れや災害派遣などの医療救護が実施できる体制を構築すること。

エ 小児・周産期に係る地域の医療提供の状況を踏まえ、地域医療機関との連携及び役割分担を行うことにより、安心して子どもを産み育てられる小児・周産期医療を提供すること。

オ 市民のためのセーフティネット機能を果たすため、必要な診療基盤を備え、地域医療の中で十分な対応が難しい医療を提供すること。

カ がん診療連携推進病院として、引き続き質の高いがん診療機能を提供するとともに、市民の健康を守る上で重要な脳卒中、急性心筋梗塞等の治療に取り組み、高度で専門性の高い医療及び糖尿病疾患等の予防医療についても安定的に提供す

ること。

(2) せのお病院

市民病院をはじめとした高度専門医療を担っている病院や周辺地域の保健医療福祉関係機関と密接に連携することにより、周辺地域の中心的な役割を担う病院として医療サービスを提供するとともに、地域包括ケアの充実に貢献すること。

ア 周辺地域の中心的な役割を担う病院として地域住民に必要とされる医療を提供する役割を果たすこと。

イ 高度専門医療を担っている病院の後方支援病院としての役割を担うこと。特に市民病院とは市立総合医療センターとして一体的な医療サービスの提供に努めること。

ウ 救急告示病院として周辺地域の医療機関と協力して初期救急医療を提供する役割を果たすこと。

エ 周辺地域の保健医療福祉関係機関と連携し、地域包括ケアの充実に貢献すること。

オ 大規模災害に備え、傷病者の受入れや医療救護ができる体制を構築すること。

2 医療の質の向上

(1) 安全・安心な医療の提供

ア 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、医療安全に係る情報の収集及び分析を行うとともに、全職員の医療安全に対する知識向上に努め、医療事故の予防及び再発防止対策に取り組むなど、積極的かつ組織的に医療安全対策を徹底すること。

イ 院内感染防止に対する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し、改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

ウ 医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、個人情報の保護及び情報公開に関して適切に対応するなど行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

(2) 総合的な診療体制の確立とチーム医療の推進

安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、岡山E.Rとの連携強化による総合的な診療体制を確立するとともに、多職種連携によりチーム全体で医療を推進するなど、診療体制の強化・充実を図ること。

(3) 医療の標準化の推進

ア 法人内の医療系と事務系を統合した総合情報システムの活用により、医療の質の向上、さらには患者サービスの向上を図ること。

イ 客観的な根拠に基づく個々の患者への最適な医療を提供するとともに、クリニックパスの充実と活用による医療の標準化に取り組むこと。

(4) 調査・研究の実施

医療に関する調査や臨床研究、治験を推進する体制を整備し、積極的に取り組むこと。

3 市民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

ア 全ての患者の権利と人格を尊重し、患者への十分な説明と同意のもとに患者の視点に立った質の高い医療を継続して提供すること。

イ 患者との信頼関係の構築に努め、多職種と連携して医療を提供すること。

ウ 患者ニーズの把握及び改善などによりサービスの向上を図るとともに、医療の質の向上につなげること。

エ 医療を提供した結果、患者やその家族との紛争が生じた場合には、適切な紛争解決の方法を確保すること。

(2) 職員の接遇向上

患者やその家族、市民から信頼を得られるように職員の意識を高め、接遇の向上

に努めること。

(3) 市民や患者にわかりやすい情報発信

市立病院の役割や機能に加え、疾病予防や健康に関する情報等、市民や患者にわかりやすい情報発信に積極的に取り組むこと。

4 地域医療ネットワークの推進

(1) 地域医療連携の推進

岡山大学をはじめとした急性期病院間での適切な役割分担を進めるとともに、回復期・慢性期の医療機関等、保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図ることにより、地域医療ネットワークの確立に努めること。

また、地域医療連携を円滑に行っていくため、地域の医療機関との診療情報の共有化を図ること。

(2) 在宅医療を含む地域医療への支援

ア 地域医療支援病院として高度医療機器等の共同利用や開放病床の利用を促進するなど地域の医療機関を支援し、在宅医療の推進に向けた取組を実施すること。

イ 医師の偏在等による医師不足が深刻な地域の医療機関へ医師を派遣するなど人的支援に努めること。また、自治体病院間の連携において、中心的な役割を果たし、地域医療を支えること。

5 教育及び人材育成

地域医療を担う医師等の安定的・継続的確保に貢献するため、岡山地域において医師等の教育機関である岡山大学と共同し、救急専門医や総合診療医の育成を目的とした連携大学院等を活用した教育・人材育成の強化を図ること。

また、研修医を積極的に受け入れるとともに、医学生をはじめとする研修生・実習生に対する教育の充実など、医療従事者の育成に努めること。

6 保健・医療・福祉連携への貢献

(1) 保健医療福祉行政への協力

市民病院内に市が設置している保健・医療・福祉連携に係る総合相談窓口である地域ケア総合推進センターと密接に連携し、患者の退院後の生活支援や市民からの医療に係る専門的な相談に対する支援などの役割を担うこと。

また、市の保健医療福祉部門との情報交換などにより連携を推進すること。

(2) 疾病予防の取組

市民に対する健康支援講座の開催や健康支援に係る相談など、引き続き市民の疾病予防に向けて取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人制度の特長をいかし、独立した経営体として、主体性をもって意思決定し、迅速に行動できるよう、理事会を中心とした体制を整備するとともに、職員の病院運営に対する意識の醸成を図るなど自律性を發揮できる効果的な運営体制の構築を図ること。

(2) 多様な人材の確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、多様で優秀な人材の確保に努めること。

ア 医師の人材確保

市立病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、臨床研修医及び後期研修医を育成すること。

イ 看護師及び医療技術職員の人材確保

関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術職員の確保に努めること。

ウ 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。

エ 育児支援等による人材確保

育児と業務の両立支援など多様な人材を活用できる体制を確保すること。

(3) 外部評価等の活用

病院機能評価等の評価項目に基づき業務運営の改善に努めるとともに、実効性の高い監査を実施し、監査結果に基づき必要な見直しを行うこと。

2 職員のやりがいと満足度の向上

(1) 研修制度の充実及び資格取得への支援

医学の進歩による医療の高度化・専門化に対応して、常に高度かつ標準化した医療を提供できるよう、専門性及び医療技術の向上を図るため、医療スタッフの研修や資格取得支援等を充実すること。

(2) 適正な人事評価制度

医療組織に適した職員の業績や能力、経験や職責などを反映した公正かつ適正な人事評価により職員のモチベーションを高めるように努めること。

(3) 職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすく働きがいのある病院づくりに努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

経営の効率化や健全化に向けた取組をさらに進め、中期目標期間中の経常収支の黒

字を達成するとともに、市立病院の役割を果たせる持続可能な経営基盤を確立すること。

特に、施設の改築更新、医療機器の導入・更新等ハード面の整備については、中長期的な視点で計画的に実施すること。

なお、救急、感染症など公的に必要とされる医療を安定的に提供していくため、地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、市の一般会計から運営費負担金として支出することとするが、これについては、市民に分かりやすいように内訳や考え方を明らかにした上で適切に中期計画へ反映すること。

2 収入の確保及び費用の節減

効率的な病床利用や高度医療機器の稼働率向上に努め、社会情勢の変化や医療保険制度の変革への的確な対応などにより収入を確保するとともに、給与費比率の適正化や診療材料などの調達コストの削減など、費用の節減及び合理化を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 健康・医療・福祉を核としたまちづくりへの貢献

市民病院の隣接地に導入予定の健康・医療・福祉系施設と協力し、市の推進する健康・医療・福祉を核としたまちづくりへ貢献すること。